

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	耐震化整備事業	1,081,998 (1,097,045)	1,012,350	240,600
2	スプリンクラー等整備 事業	31,088 (33,713)		10,483

(注) 出納整理期間を含む  
括弧書きは総事業費

<事業費等の概要>

区分	耐震化整備事業	スプリンクラー整備事業
補助事業者	・社会福祉法人等又は市町等	・社会福祉法人等又は市町等
対象施設	<p>救護施設、更生施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設、障害者支援施設、障害児入所施設</p>	<p>1. 延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の施設及び 1,000 m<sup>2</sup>以上の平屋建の施設</p> <p>救護施設 障害者支援施設 短期入所事業所 障害児入所施設 乳児院</p> <p>2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める「障害程度区分」4以上の者又はこれと同様の者が利用する施設</p> <p>共同生活介護事業所 共同生活援助事業所 福祉ホーム</p>
基準額	<p>1. 改築、増改築、老朽民間社会福祉施設設備</p> <p>(1) 本社工事費 定員 1 人当たり基準単価×定員</p> <p>(2) 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p> <p>定員 1 人当たり基準単価×定員</p> <p>2. 大規模修繕 本体工事費</p> <p>次のいずれか低い方</p> <p>(1) 公的機関（県又は市町等の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者の見積り</p>	<p>1 m<sup>2</sup>当たりの基準単価×県が認めた面積</p> <p>(基準単価)</p> <p>(1) 延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の施設 18,000 円</p> <p>(2) 延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の平屋建の施設 34,000 円</p>
対象経費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p> <p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	<p>スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費</p>
補助率	<p>1. 民間施設 3/4</p> <p>2. 公立の児童関係施設 1/2</p>	<p>1. 民間施設 3/4</p> <p>2. 公立の児童関係施設 1/2</p>

## (2) 監査の結果

前頁で記載した、事業費等の概要に基づき耐震化整備及びスプリンクラー整備を実施した社会福祉法人等又は市町等に対して補助金を交付している。平成21年度～平成25年度で耐震化事業14施設、スプリンクラー整備事業27施設に対して補助金の交付を行っている。

なお、耐震工事が複数年に渡る場合には、各年度末での進捗状況に応じて算定した交付額により交付を行っている。

### ① 耐震状況の把握・対応について（意見）

社会福祉施設等の耐震化等の整備は、昭和56年以前の建物は大きな地震に耐えられない可能性が高いと言われており、従来、老朽施設等の耐震化整備の優先採択を行うなど、その整備の促進を図ってきたが、入所者の防災対策を一層進める目的で実施されている。

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所される施設では、多くの命を預かることから、社会福祉施設等に対する耐震化を引き続き促進して行っていただきたい。

### 3 4. 栃木県安心こども基金

#### (1) 基金の概要

##### ① 基金の概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課
根拠法令等	栃木県安心こども基金条例
造成年月日	平成 21 年 3 月 3 日
造成期間	平成 21 年 3 月～平成 27 年 3 月
基金造成額	1,620,305 千円
基金財源	国費 100%
造成目的	国が県に交付する子育て支援対策臨時特例交付金により、保育所の計画的な整備、母子家庭の母等の安定的な就業等を促進し、安心して子育てができる環境の整備を図る
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 国からの交付金 ② 基金の運用から生ずる利子収入
事業概要	国からの子育て支援対策臨時特例交付金により、保育所の計画的な整備、母子家庭の母等の安定的な就業等を促進するために設置している 主な事業は、保育所等の施設整備に係る補助事業である
予算計上会計	一般会計

##### ② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金	1,680,875	2,999,058	4,240,125
定期預金			
譲渡性預金	2,814,103	4,517,871	
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	4,494,979	7,516,930	4,240,125

③基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		4,222,693	4,494,979	7,516,930
積立額	新規・追加積立	1,962,784	4,343,854	282,000
	うち県費 うち国庫支出金 うち市町村拠出金 うちその他	1,962,784	4,343,854	282,000
	運用利息	3,022	2,090	2,693
	その他	98		
	積立額計	1,965,904	4,345,944	284,693
	取崩額			
事業費等	1,693,617	1,323,994	3,561,498	
その他				
取崩額計	1,693,617	1,323,994	3,561,498	
3 月末残高		4,494,979	7,516,930	4,240,125
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額 (注)	818,874	1,131,345	477,724
当年度末残高		3,676,104	6,385,585	3,762,401

(注) 事業費の取崩

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容	負担割合			実施 主体	実施 箇所
			県 基金	県 一般財源	市町		
1	保育所緊急整備事業	保育所（公立を除く）の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。	2/3 1/2	— —	1/12 1/4	7 市町	16 箇所
2	乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業に対して補助を実施する。	1/2	—	1/2	24 市町	15,414 件
3	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するための事業に対して補助を実施する。	1/2	—	1/2	19 市町	6,308 件

4	ファミリー・サポート・センター事業	地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図るための事業に対して補助を実施する。	1/2	—	1/2	15 市町	16 箇所
5	子育て短期支援事業	短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業として、市町村が行う事業に対して補助を実施する。	1/2	—	1/2	6 市町	10 箇所
6	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な費用の補助を実施する。	1/2	—	1/2	25 市町	92 箇所
7	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業の補助を実施する。	1/2	—	1/2	17 市町	103 箇所
8	へき地保育事業	山間地及び離島等の地域で通常の保育所を設けることが困難な地域において、保育を要する児童を保育するために設置するへき地保育所の運営費に対する補助を実施する。	1/2	—	1/2	1 市町	1 箇所
9	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワークの調整機関職員や関係機関等の専門性強化、同ネットワーク構成員の連携強化等を図るための事業に対する補助を実施する。	1/2	—	1/2	5 市町	66 人
10	保育士研修等事業	保育の質の向上のため、保育所等の保育士等を対象に実施する研修費用、保育士の人材確保への取組等に対する補助を実施する。	1/2	—	1/2	6 市町	2,277 人
11	保育士等処遇改善臨時特例事業	保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うための事業の補助を実施する。	定額	—	—	26 市町	193 箇所
12	認定こども園事業費	認定こども園の幼稚園で実施する長時間預かり保育に要する費用の補助を実施する。	1/2	1/4	1/4	1 市町	2 箇所
13	幼稚園耐震化促進事業	認定こども園を構成又は移行を予定する幼稚園の耐震化事業に対する補助を実施する。	1/2	—	—	県	3 箇所
14	地域子育て特別支援事業	東日本大震災により親を亡くした子どもやその家族等を支援するために行う相談・援助 東日本大震災に係る対応として、児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取組	定額	—	—	県 3 市町	12 回 290 回

15	職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業	職業紹介等を行っている企業等に委託して、ひとり親に対する相談支援、就業活動支援を行うとともに、ひとり親が働きやすい職場の開拓等を支援する。	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2	県 宇都宮市	202 人
16	就業・社会活動困難者への戸別訪問事業	引きこもりがちであるなど、就業活動に至らない母子家庭の母に対して、戸別訪問による相談支援を実施するとともに、母子自立支援プログラム策定等事業などの就業支援策の活用へ結びつける。	1/2	1/2	—	県	55 時間
17	ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援する。	定額	—	—	県	111 人
18	児童虐待防止対策緊急強化事業	児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善、児童虐待防止緊急対応強化の取組	定額	—	—	県 12 市町	—
19	不妊に悩む方への特定治療支援事業	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部の助成を行う。	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2	県 宇都宮市	1,966 件

(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	保育所緊急整備事業	716, 102	1, 271, 782	1, 561, 088
2	乳児家庭全戸訪問事業			31, 639
3	養育支援訪問事業			19, 676
4	ファミリー・サポートセンター事業			27, 327
5	子育て短期支援事業			1, 105
6	地域子育て支援拠点事業			271, 102
7	一時預かり事業			67, 172
8	へき地保育事業			2, 000
9	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業			510

10	保育士研修等事業	2,316	2,205	2,342
11	保育士等処遇改善臨時特例事業			401,702
12	認定こども園事業費			6,307
13	幼稚園耐震化促進事業			374,425
14	地域子育て特別支援事業		70,911	2,304
15	職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業	6,804	7,211	7,192
16	就業・社会活動困難者への戸別訪問事業	237	168	99
17	ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	189,524	92,686	76,881
18	児童虐待防止対策緊急強化事業	109,020	80,436	32,664
19	不妊に悩む方への特定治療支援事業			31,905

(注) 2～9は、子育て支援交付金事業から平成25年度に安心こども基金事業に移行した事業である。なお、2～9及び11～12は、平成26年度は保育緊急確保事業へ移行した。

## (2) 監査の結果

### ① 安心こども基金活用の有用性（意見）

国の国庫補助金事業では、国の定めた期日までに交付申請や実績報告を行わなければならない。

この点、安心こども基金では、県が主体的に日程を組むことができ、年度途中の突発的な資金需要に応じることができる。特に、安心こども基金の目的とする安心して子育てができる環境の整備事業に最適である。今後もより安心こども基金の有効利用に努めていただきたい。

### ② <1. 保育所緊急整備事業> 建築確認申請料に係る工事契約金報告書の不在について（指摘事項）

申請保育園の書類を抽出して閲覧したが、建築確認申請料に係る工事契約金報告書（別表2）が収受されていないものがあつた。確認申請手数料の額は、補



助対象経費総額には影響はなく、また安心こども基金は、国の定めた基準で交付するために基金の使用などに影響はない。

しかし、工事契約金報告書（別表 2）の総額が、総事業費と一致していることを書類收受時に確認すべきである。

③＜4. ファミリー・サポートセンター事業＞ 事業の有用性について（意見）

ファミリー・サポートセンター事業は、乳幼児や児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、乳幼児や児童の預かり援助を受けることを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整等の仲立ちを行う事業である。県は、ファミリー・サポートセンター事業に安心こども基金から、平成 25 年度に 27,327 千円を支出している。

核家族化が進み、両親が共働きでも子供を安心して預けられる環境整備が必要である。本事業は、このニーズに応える有用な事業である。今後も、より一層の事業の充実を期待する。

④＜12. 認定こども園事業＞ 利用実績の過少について（意見）

平成 25 年 4 月現在、県内には認定こども園が 20 施設あり、このうち基金が利用可能な私立の認定こども園は 17 施設ある。平成 25 年度中に基金を利用した認定こども園は佐野市内の 2 施設に留まっている。

基金事業の実施には、市町が補助金の 4 分の 1 を負担しなければならないので、市町に基金利用の積極性や意図がないと利用促進につながらない。県は、市町に働きかけて利用実績を増やすべく説明等を行っているものの、利用実績が低く基金の有効利用がされていない。県は、より市町に働きかけて利用実績の向上を図るべきである。

⑤＜13. 幼稚園耐震化促進事業＞ 幼稚園の耐震化率の低さと基金の有効活用について（意見）

県内の幼稚園は、この基金を利用して園舎の耐震化を図ることができる。

本県の幼稚園舎の耐震化率は、平成 26 年 4 月 1 日現在で 71.1%であり全国平均値の 81.0%に比べ低く、全都道府県の順位でも 39 位と下位に位置している。他の都道府県と比較しても、耐震化の最も進んだ島根県の 100.0%に比べ遅れている。

この基金を利用した耐震化は、幼稚園自身の事業に対して補助するものであり、その実施は各幼稚園の判断によるものである。本基金を利用した耐震化事業は、平成 27 年度まで延長されたことから、県は耐震化されていない各幼稚園の耐震化を促進すべきである。

⑥ <14. 地域子育て特別支援事業> 基金拠出による調理済給食の放射線測定回数の制限について（指摘事項）

一年間に調理済給食の放射線測定を受けることができる保育所数は、1 市町内の保育所数に無関係で 1 市町当たり 104 回の限度がある。この結果、保育所数の多い宇都宮市は、1 ヶ所当たり約 2 回の測定しか受けていないが、保育所の少ない日光市は、1 ヶ所当たり約 6 回の測定を受けている。

測定回数を 1 市町当たり 104 回の限度を設けたことで、回数の不平等が生じている。制限回数を 1 保育所当たりに改めるべきである。

⑦ <14. 地域子育て特別支援事業> 市町による事業申請有無及び対象となる保育所について（指摘事項）

事業申請を行うと各市町の事務負担が増加するため、各市町に積極的な事業実施の意思がないと、この基金利用による調理済給食の放射線測定を受けることができない。平成 25 年度は、宇都宮市、真岡市及び日光市のみが事業申請をしており、他の市町は申請がなく事業を実施しておらず、積極的な事業実施意思を欠いている。

また、この事業申請も、日光市と真岡市は公立保育所のみを対象とし、宇都宮市は公立保育所以外に私立保育所も対象としている。このため、申請を行った日光市内及び真岡市内でも、公立保育所か私立保育所かで事業実施の有無に不平等が生じている。

原発事故が発生して 3 年以上経過し、食品の放射能汚染のおそれが低下したとは言え、せつかくこのような基金事業がありながら、事業実施をしないのは、基金の有効利用の観点から合理性を欠く。

県は、私立か公立かに関わらず県内全ての保育所が事業実施の対象となるように、各市町に十分に制度趣旨を説明すべきである。

⑧ <16. 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業> 約 9 割の事業費返還及び支援対象者数（実績）の減少について

基金活用による活動実績等は、以下の表のとおりである。

事業年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支援対象実人数（支援を受けた人数）	114 名	72 名	21 名
訪問員の活動延べ時間数	152 時間	88.5 時間	55 時間
個別訪問による相談支援費（1）	237,789 円	168,820 円	99,312 円
就職活動支度の費用支援費（2）	0 円	0 円	0 円
委託に要した実支出額（3） =（1）+（2）	237,789 円	168,820 円	99,312 円
委託料の概算払い額（契約金額）（4）	3,225,840 円	3,226,921 円	3,226,921 円
委託料の返金額（4） -（3）	2,988,051 円	3,058,101 円	3,127,609 円

基金活用による活動実績が低く、上半期に収受した資金を返還する手続が過去 3 年間続けられている。設計書及び契約書では、訪問員の活動延べ時間数が年間 1,560 時間（＝月 130 時間×12 月）で計算されているが、平成 25 年度活動実績は年間 55 時間（約 3.5%）に過ぎない。支援対象実人数も年々減少し平成 25 年度では、21 名に過ぎない。また、就職活動支度費として 50,000 円×13 人＝650,000 円を契約に織り込んでいるが、過去 3 年間の支給対象者は無く全額返還している。

事業者は、事実に基づいて正確な計算と返金を行っていることは、評価できる。しかし、過去 3 年間、毎年委託金額の約 9 割以上を返還しており、基金が有効に活用されていない。

これらの事実に基づき、以下の指摘を行う。

(i) 約 9 割以上の事業費返還について（指摘事項）

委託契約金額が、前年実績や年度予想を考慮していない。また、就職活動支度費の事業申請を行っているが、過去 3 年間利用実績がない。この結果、委託金額の約 9 割以上を返還している。委託金額は、前年実績や年度予想を考慮して契約すべきである。事業申請を行った就職活動支度費を利用し、基金を有効活用すべきである。

(ii)支援対象者数（実績）の減少について（指摘事項）

訪問した支援対象者数が、過去3年間の実績では年々減少している。一方で、実質的に事業支援を必要とする母親は多数存在する。最初の訪問時に支援対象となる母親に拒否された場合、訪問員は、出入り禁止を受けそれ以降の訪問が困難になる等難しい面はある。県は、事業者に訪問実績を伸ばすよう指導すべきである。

⑨<17.ひとり親家庭等の在宅就業支援事業> 県の作成する設計書について（指摘事項）

事業者の作成する見積もりに伴う支出内訳書の平成23年度総経費額は69,736,447円である。県が作成する平成24年度の委託設計書の総経費は69,736,143円で、差額は304円でほぼ同額である。

両者を比較すると、平成23年度の支出内訳書上、人件費に組み入れられた「研修講師」については、事業者の人件費ではなく外部講師の費用であることから、平成24年度の委託設計書上、事業費に組み入れる変更をしている。また、「ショップ・コミュニティ担当者」の経費についても事業者の人件費ではないことから、事業費に組入れる変更は行っている。

しかし、事業の対象となる受講者数は、毎年変化しているものの前年度実績や事業年度の受講者数予測を基に委託設計書を作成していない。

県は、費目の組替変更を行うだけでなく、受講者数の前年度実績や年度予測を基に委託設計を行い、さらに少しでも委託費用を削減し基金を有効活用すべきである。

### 3 5. 栃木県国民健康保険広域化等支援基金

#### (1) 基金の概要

##### ① 基金の概略

所管部課	保健福祉部 国保医療課
根拠法令等	国民健康保険法、栃木県国民健康保険広域化等支援基金条例
造成年月日	平成 14 年 10 月 11 日
造成期間	期限なし
基金造成額	213,084 千円
基金財源	国費 50%、県費 50%
造成目的	国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資するため設置
基金種別	特定目的基金
積立財源	基金の運用から生ずる収益
事業概要	国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資するために設置 国民健康保険事業の運営の広域化等を行う市町村及び国民健康保険事業の財源不足が見込まれる市町村に対する貸付事業 国民健康保険事業の運営の広域化等を行う市町村及び広域化等支援方針の作成等に係る経費に対する交付等事業
予算計上会計	一般会計

##### ② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金		525	342
定期預金			
譲渡性預金	663,619	663,723	663,781
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	663,619	664,248	664,123

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		612,692	663,619	664,248
積立額	新規・追加積立			
	うち県費			
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	927	628	400
	その他	50,000		
積立額計		50,927	628	400
取崩額	事業費等			525
	その他			
	取崩額計			525
3 月末残高		663,619	664,248	664,123
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額			
当年度末残高		663,619	664,248	664,123

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	財政強化支援事業	平成 19 年度に日光市への貸付事業を実施（貸付金額 150,000 千円、平成 21 年度～平成 23 年度で償還）
2	広域化支援事業	平成 25 年度に「栃木放送」及び「エフエム栃木」でラジオスポットCM放送を実施

(ii) 各事業の費用実績

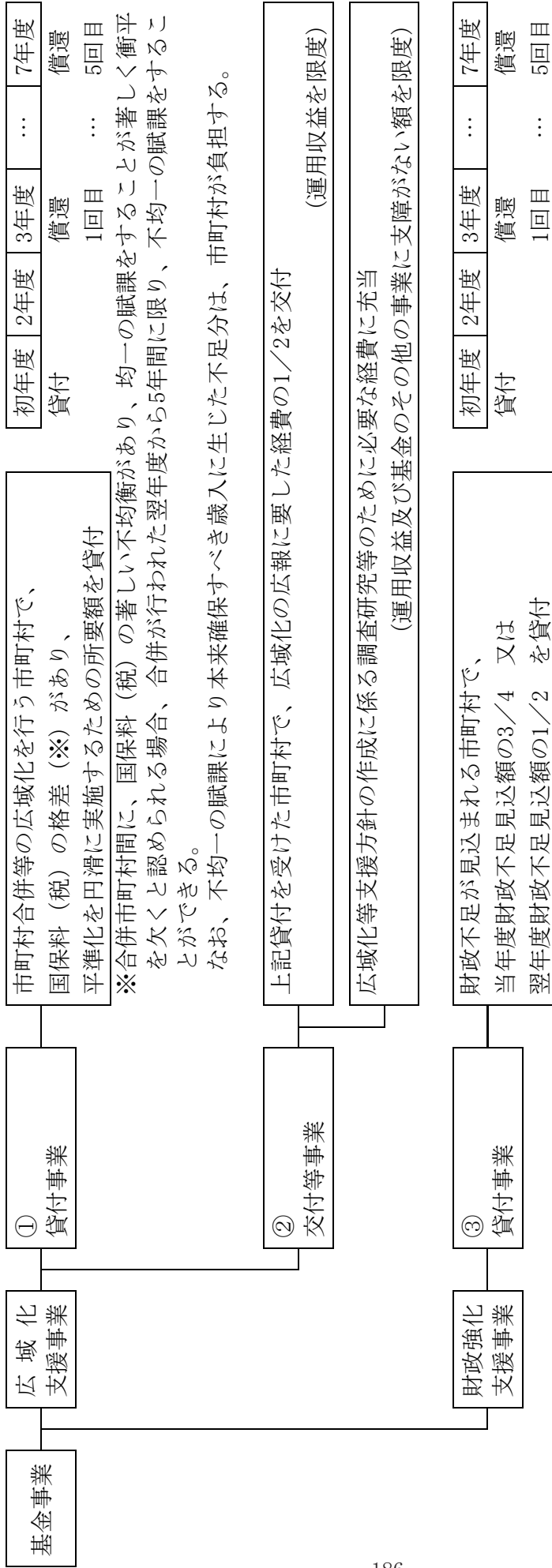
(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	財政強化支援事業			
2	広域化支援事業			525

(注) 出納整理期間を含む

○ 国民健康保険広域化等支援基金事業

・ 事業の概要図



・ 基金の状況、貸付及び回収実績

平成25年度末現在	保有額	664,123千円	（元金）	653,128千円
			（運用益）	11,520千円
			（取崩額）	525千円

（参考）

貸付実績	平成15年度	藤岡町	③貸付事業	30,000千円	（平成19年度償還済）	償還：平成17年度～平成19年度
	平成19年度	日光市	③貸付事業	150,000千円	（平成23年度償還済）	償還：平成21年度～平成23年度

## (2) 監査の結果

### ① 国民健康保険広域化等支援基金の有効活用と財政安定化を図る制度設計について（意見）

国民健康保険広域化等支援基金事業には、広域化支援事業（市町村合併等の広域化を行う市町村で、保険料の格差の平準化を円滑に実施するための所要額を貸付ける事業等）と、財政強化支援事業（財政不足が見込まれる市町村に不足額を貸付ける事業）がある。

広域化支援事業については、平成 14 年度に基金が造成されて以来、交付等事業として平成 25 年度に広報のために 525 千円を執行しているが、貸付事業での執行実績はない。

財政強化支援事業については、医療保険の再保険制度として緊急避難的な性格を持ち、県及び各市町の財政面からは執行されない方が好ましい。県では、平成 15 年度に当時の藤岡町に 30,000 千円の貸付と、平成 19 年度に日光市に 150,000 千円の貸付があったが、いずれも償還終了している。

国民健康保険広域化等支援基金は、過去 3 年間で各年度末残高が每期 6 億円以上の残高があり、有効な活用がなされることを期待したい。

今後、国民健康保険制度改革において、国民健康保険の広域化や財政の安定を図る制度設計と活用が望まれる。



### 3 6. 栃木県後期高齢者医療財政安定化基金

#### (1) 基金の概要

##### ① 基金の概略

所管部課	保健福祉部 国保医療課
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律、栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例
造成年月日	平成 20 年 4 月 1 日
造成期間	期限なし
基金造成額	391,644 千円
基金財源	国費、県費、栃木県後期高齢者医療広域連合拠出金 各 1/3
造成目的	後期高齢者医療の財政の安定化に資するため設置
基金種別	特定目的基金
積立財源	① 国費、県費、栃木県後期高齢者医療広域連合拠出金 ② 基金の運用から生ずる収益
事業概要	① 交付事業 ② 貸付事業 ③ 財政安定化基金の特例
予算計上会計	一般会計

##### ② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
普通預金			
定期預金			
譲渡性預金	1,680,581	2,180,004	2,679,357
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計	1,680,581	2,180,004	2,679,357

### ③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		1,232,242	1,680,581	2,180,004
積立額	新規・追加積立	446,289	497,963	497,963
	うち県費	148,763	165,987	165,987
	うち国庫支出金	148,763	165,987	165,987
	うち市町村拠出金			
	うちその他	148,763	165,987	165,987
	運用利息	2,049	1,459	1,389
	その他			
積立額計		448,339	499,423	499,353
取崩額	事業費等			
	その他			
	取崩額計			
3 月末残高		1,680,581	2,180,004	2,679,357
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額			
当年度末残高		1,680,581	2,180,004	2,679,357

### ④ 基金の活用状況

#### (i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	交付事業	保険料収納額が予定した保険料収納額よりも不足すると見込まれ、かつ、給付費が見込み以上に増大すると見込まれる場合に交付する事業
2	貸付事業	保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による財政不足額について貸し付ける事業
3	財政安定化基金の特例事業	保険料率の増加の抑制を図るために交付する事業

#### (ii) 各事業の費用実績

出納整理期間を含め事業執行実績はない。

## (2) 監査の結果

### ① 後期高齢者医療財政安定化基金の適正積立について（意見）

後期高齢者医療財政安定化基金は、平成 20 年度に設置され平成 25 年度末で約 26 億円の積立があるが、過去の利用実績はない。県は、平成 27 年度末までに約 30 億円までの積立を行う予定である。

後期高齢者医療財政安定化基金は、医療財政安定のための制度として緊急避難的な性格を持ち、予算執行されないのは後期高齢者医療制度の財政が健全化されているためであり好ましい事である。

一方で、過度に積立を行うならば県の財政を圧迫する。基金の適正積立がなされることを希望する。

### ② より有利な資金運用について（指摘事項）

当該基金は、短期の譲渡性預金での運用がなされているが、過去の利用実績がないことから長期の運用を図ることが可能と考えられる。より有利な資金の運用を検討すべきである。

### 37. 栃木県緊急雇用創出事業臨時特例基金

#### (1) 基金の概要

##### ① 基金の概略

所管部課	産業労働観光部労働政策課及び保健福祉部保健福祉課
根拠法令等	栃木県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例
造成年月日	平成21年3月3日
造成期間	平成21年3月～平成29年3月
基金造成額	3,500,000千円
基金財源	国費100%
造成目的	国が県に交付する緊急雇用創出事業臨時特例交付金により、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の雇用及び就業の機会の創出、求職中の生活困窮者への生活及び就労に関する支援の強化等を図るために設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 国からの交付金 ② 基金の運用から生ずる収益
事業概要	① 緊急雇用創出事業 雇用情勢が厳しい中、離職した失業者等の雇用機会を創出するため、基金を造成し、県及び市町において、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用の受け皿を創り出す事業 ② 緊急雇用創出事業（住まい対策） 求職中の貧困・困窮者に対して、生活、就労、住宅等の必要な支援を行う事業
予算計上会計	一般会計

##### ② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金		3	
定期預金	141,716		9,236,759
譲渡性預金	16,264,993	14,239,570	1,403,020
債券(国債)、(農林債)など			
貸付金			
その他			
合計	16,406,710	14,239,573	10,639,779

### ③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		15,485,278	16,406,710	14,239,573
積立額	新規・追加積立	6,588,909	4,819,469	1,403,020
	うち県費	6,588,909	4,819,469	1,403,020
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息	22,347	23,888	12,682
その他	42,807	3,690	15,313	
積立額計		6,654,063	4,847,047	1,431,015
取崩額	事業費等	5,732,631	7,014,184	5,030,809
	その他			
	取崩額計	5,732,631	7,014,184	5,030,809
3 月末残高		16,406,710	14,239,573	10,639,779
出納整理 期間中	積立額 (注 1)			154
	取崩額 (注 2)	7,014,184	5,030,809	3,946,820
当年度末残高		9,392,526	9,208,764	6,693,113

(注 1) 市町からの返還金

(注 2) 事業費の取崩し

### ④ 基金の活用状況

#### (i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	緊急雇用創出事業	離職を余儀なくされた非正規労働者等の一時的な雇用・就業機会を創出する事業
2	重点分野雇用創造事業	介護・医療等今後の成長が見込まれる分野で雇用創出や人材育成を行う事業、東日本大震災の影響等で失業された方々の雇用機会を創出する事業等
3	起業支援型地域雇用創造事業	地域に根ざした事業の起業等を支援し、失業者の雇用の場を確保する事業
4	地域人づくり事業	失業者に対し、人材育成等の支援を行うことにより、雇用の拡大、就職等の促進を支援する事業及び企業における人材育成等の取組を支援し、在職者の処遇改善を図る事業
5	住まい対策	求職中の生活困窮者への生活及び就労に関する支援の強化等を図る事業

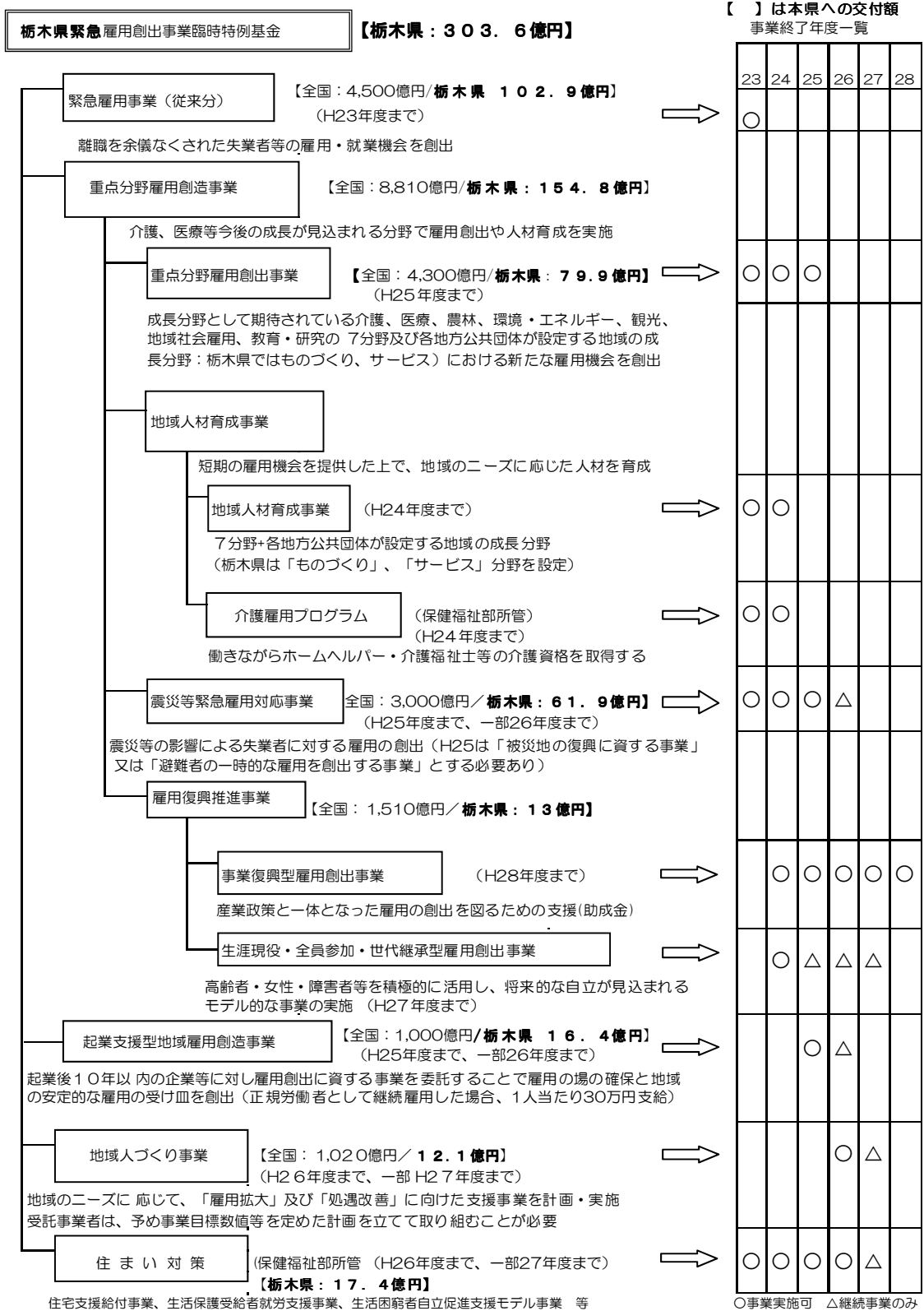
(ii)各事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	緊急雇用創出事業	3,054,081		
2	重点分野雇用創造事業	3,793,415	4,854,023	3,322,393
3	起業支援型地域雇用創造事業			132,060
4	地域人づくり事業			
5	住まい対策	166,687	176,785	492,366

(注) 出納整理期間を含む

(iii) 緊急雇用創出事業の状況 (ツリー図)



緊急雇用創出事業（年度別実績額） 一覧

(単位：千円)

事業名 (事業年度)	平成20-22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		実績報告額 合計 J (B+D+F+H)	25年度残額 A-U+(C+E+G+I)
	実績報告額 B	収入等(利子、返還金等) C	実績報告額 D	収入等(利子、返還金等) E	実績報告額 F	収入等(利子、返還金等) G	実績報告額 H	収入等(利子、返還金等) I		
交付額	A									
緊急雇用事業(従来分) (H20-H23)	10,290,000	31,587	3,055,598	58,181	0	-1,732,987	H24に従来分の残高(1,742,978,425円)を 重点分野雇用創出事業へ合算	17,325	8,646,781	0
重点分野雇用創出事業 (H22-H25)	1,349,181		1,472,696		730,079		1,672,514	17,325	5,224,472	
地域人材育成事業 (H22-H24)	563,650	5,349	1,382,907	7,938	783,677	1,757,760	-	-	2,730,234	980,737
介護雇用プログラム (H22-H24)	178,838		422,943		241,148		-	-	842,930	
震災等緊急雇用対応事業 (H23-H26)	6,190,000	-	515,494	194	2,834,407	2,631	1,227,968	8,182	4,577,871	1,623,137
事業復興型雇用創出事業 (H24-H28)	1,300,000	-	-	-	97,756	363	187,456	2,078	285,212	613,282
生涯現役・全員参加・世代 継承型雇用創出事業 (H24-H27)		-	-	-	168,373		235,573		403,946	
小計	15,480,000	5,349	3,794,042	8,132	4,855,442	1,760,755	3,323,513	27,586	14,064,667	3,217,156
起業支援型地域雇用創出事業 (H25-H26)	1,640,000	-	-	-	-	-	132,066	1,080	132,066	1,509,013
地域人づくり事業 (H26-H27)	1,209,700	-	-	-	-	-	-	-	0	1,209,700
住まい対策 (H22-H27)	1,749,551	793	166,687	983	176,785	1,229	492,366	609	995,924	757,242
合計	30,369,251	37,730	7,016,327	67,297	5,032,228	28,997	3,947,947	29,276	23,839,440	6,693,113



## (2) 監査の結果

### ① 緊急雇用創出事業

#### (i) 臨時特例基金活用の効果について（意見）

栃木県は首都圏から比較的近く、高速道路等のアクセスも良いことから大規模な工業団地が多く、工場等で働く者が多い。リーマンショック以前、栃木県の雇用状況は安定的で、全国に比べても良好であった。

#### <有効求人倍率（季節調整済）の年度変化> (単位:倍)

年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
全国	1.02	0.77	0.45	0.56	0.68	0.82	0.97
栃木県	1.40	0.88	0.39	0.54	0.64	0.82	0.89

しかし、平成 20 年 9 月に発生したリーマンショック以降、雇用状況が急激に悪化した。栃木県の有効求人倍率は、平成 21 年度には 0.39 倍へと低下し全国平均を下回る状況が続いている。

#### <緊急雇用創出事業により雇用された人数> (単位:名)

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合計
雇用された人数	292	3,101	6,349	6,669	4,643	2,040	23,094

リーマンショック以降、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用することにより、年間 3 千～6 千人程度の雇用が毎年確保された。短期的な雇用ではあるが、県民の安定的な生活を支えて、雇用状況の悪化に歯止めがかかった点は評価できる。

### ② 重点分野雇用創造事業

#### (i) 産業技術専門校省エネ推進事業 コンサルティング会社から収受した報告書の活用について（意見）

基金事業名	年度	事業名	事業費 (A)	事業費中の人件費 (B)	人件費割合 (B/A)
重点分野雇用創出事業	25	産業技術専門校省エネ推進事業	2,007 千円	1,018 千円	50.70%

産業技術専門校は、栃木県内に県北、県央及び県南の 3 校がある。産業技術専門校省エネ推進事業は、各校の電気料金等の節約方法をコンサルティング会社に依頼し、診断結果を入手して省エネへの取組みにつなげる事業である。事業は平成 25 年度に実施し、診断結果を同年度中に入手している。

診断結果によると、各校全体では施設等の改修費が毎年の経費削減額を上回るが、個々の項目では改修費を要せずに経費削減の可能な項目や、修繕費用の回収期間（修繕費用／年間費用削減額）が 3 年以内の項目等、早期に着手し経費削減の可能な項目もある。

しかし、事業実施後コンサルティング会社の診断結果を入手しただけで、改善がされていない。本事業は、診断結果を入手することが目的ではなく、診断結果

に基づいて省エネの取組みを行うことが目的である。実施可能な改善項目について、早期に着手すべきである。

(ii)鳥獣試験研究事業 骨格標本の一般展示について（意見）

基金事業名	年度	事業名	事業費 (A)	事業費中の人件費 (B)	人件費割合 (B/A)
重点分野雇用 創出事業	25	鳥獣試験研究事業	1,524 千円	1,524 千円	100%

鳥獣試験研究事業は、栃木県林業センターで臨時採用した職員により行われた。具体的な研究内容は以下の2つの事業に分けられる。1つ目の事業は、イノシシ等の鳥獣捕獲位置情報をパソコンデータとして登録し、モニタリング報告書作成の基礎情報とすることである。もう1つの事業は、過去から冷凍保存されたツキノワグマの頭蓋骨の標本作製することである。作製された頭蓋骨の標本は、その後に別の事業で大きさ、形状差異の把握や経年変化等が調査され、生息状態等の研究に役立てられる。

骨格標本の作製は研究目的であるが、骨格標本が一般県民の目に触れる機会がほとんどなく、研究内容も分かりにくい。栃木県林業センターでは毎年、年に一度公開日を設け、林業センターの仕事内容等の展示を行っている。平成26年度は、約1,100人もの来場者があり盛況であった。

県民に本研究内容を理解してもらうことは、今後の研究を行う上で有用である。今後の公開イベントに併せて、頭蓋骨標本の展示を行うことも検討すべきである。

(iii)介護雇用プログラム事業 事業所ごとの退職者数の把握と改善について（意見）

基金事業名	年度	事業名	事業費 (A)	事業費中の人件費 (B)	人件費割合 (B/A)
地域人材育成事業	23	介護雇用プログラム (介護福祉分)	25,864 千円	17,053 千円	65%
〃	23	介護雇用プログラム (介護福祉分)	19,758 千円	12,587 千円	63%
〃	23	介護雇用プログラム (介護福祉分)	94,571 千円	60,218 千円	63%

介護雇用プログラムは、県が介護施設事業者と委託契約を結び、介護経験のない離職失業者等に介護補助業務の職業を与えることと、介護関係の資格取得の講座を併せて行う事業である。事業は、介護未経験の離職失業者等に介護関係のOJTとOFF-JTを併せて実施することにより、介護職場の人材確保を目的としている。このプログラムによる雇用期間は1年である。以下の表は、平成24年度介護雇用プログラムの実績である。

介護雇用プログラム	事業数	雇用創出数	うち 資格取得者	うち委託先に継 続雇用された者
介護福祉士の 資格取得を目指す事業	1 事業	13 名	12 名	6 名
ヘルパー2 級の 資格取得を目指す事業	1 事業	172 名	161 名	113 名
その他の 介護資格取得を目指す事業	1 事業	4 名	4 名	4 名
合計	3 事業	189 名	177 名	123 名

雇用期間満期まで就業した多くの者は、介護関係資格を取得し介護関係の職に就いている。しかし中には、雇用期間の途中で離職し資格取得まで至らない者もいる。

事業目的は、介護職の人材確保である。県は、基金事業を活かして介護職の人材確保に努めていただきたい。

### ③ 起業支援型地域雇用創造事業

#### (i) 情報誌の発行部数増加について（意見）

基金事業名	年度	事業名	事業費 (A)	事業費中の人件費 (B)	人件費割合 (B/A)
起業支援型地域雇 用創造事業	25	「とちぎの企業」魅力 発信事業（その1）	3,381 千円	1,876 千円	55%
〃	25	「とちぎの企業」魅力 発信事業（その2）	6,340 千円	3,170 千円	50%
〃	25	「とちぎの企業」魅力 発信事業（その3）	874 千円	590 千円	67%

本事業は、県内の魅力ある中小企業やそこで働く若者等をPRし、新たな雇用の人材確保を図ることを目的としている。具体的には、学生や求職者等を対象とした情報誌（フリーペーパー）の発行やホームページ等を活用して、ものづくり中小企業の理解促進や情報発信を行っている。

学校等へ配布されるフリーペーパー「はたらくマガジン」は約6,340千円の経費をかけ、創刊準備号及び第1号の合計で20,000部を発行した（1部数当りの単価は、約317円である）。フリーペーパーは、県庁内の産業労働観光部、とちぎジョブモールや県内の主要108の書店等に配布された。

しかし、書店等ごとの配布数が10部程度と少なく、多くの学生や求職者等が入手することができない。フリーペーパーの発行部数を増やし、より多くの学生や求職者等が入手できるように検討すべきである。

④ 住まい対策の具体的事業

緊急雇用創出事業臨時特例基金のうち住まい対策は、以下の13事業からなる。

	事業名	概要
1	住宅支援給付事業 (住宅手当緊急特別措置事業)	離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅支援給付を支給
2	ホームレス対策事業	ホームレス等に対して巡回相談、宿所の提供等に係る事業を行うことで、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援する。
3	公営住宅の間仕切り等実施事業	離職によって住宅を喪失した者にいち早く住宅を提供するため、複数世帯用の空き室に間仕切り工事を行い、住居の確保を図る
4	自立支援プログラム策定実施推進事業 (就労支援事業)	福祉事務所に就労支援員を配置するなど、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制の強化を図る
5	生活福祉資金相談等体制整備事業	低所得世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに住宅福祉及び社会参加の促進を図るために必要な相談員の体制整備等を実施
6	社会的包容力構築・「絆」再生事業 (社会的包摂・「絆」再生事業)	失業者等の路上生活防止や生活再建を図るとともに、地域における絆やつながりを持ち続けることができるよう、住民ニーズの把握や見守り等支援体制の構築など、地域支援の仕組みによる社会的包容力の構築を推進するための取組を支援
7	被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業	震災による生活基盤を喪失した生活保護受給者の生活再建のため、支援員を配置し、実施機関における負担軽減を図る
8	臨時特例つなぎ資金体制整備事業	公的な給付・貸付が開始されるまでの生活が立ちゆかない住居を喪失した離職者の方に対する、当座の生活費（上限：10万円）の貸付制度
9	パーソナル・サポート・サービス モデルプロジェクト事業	様々な生活上の困難に直面している方に対し、個別的・継続的・包括的に支援を実施するパーソナル・サポート・サービスについて、モデル的に実施
10	福祉・介護人材緊急確保対策事業	福祉介護人材確保のため、人材確保対策を実施（参入促進、潜在的有資格者の再就業支援、マッチング機能の強化等）
11	生活困窮者自立促進支援モデル事業	新たな生活困窮者支援を先行的に実施するモデル事業を実施し、制度の円滑な実施に向けた体制を整備
12	生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業	生活困窮者自立支援法に基づく新制度の施行に向け、実施主体となる自治体の事務処理体制を支援
13	就労自立給付金創設等に伴うシステム改修工事	就労自立給付金制度の創設に伴い、自治体のシステム改修への支援を実施

(注) 栃木県では、住まい対策のうち2、3、9、11、12及び13の事業は、平成25年度まで実施していない

(i)福祉・介護人材緊急確保対策事業 潜在的有資格者等再就業促進事業の事業評価について（意見）

年 度	事 業 名	事 業 者	事業実績額
25	潜在的有資格者等再就業促進事業	(社) 栃木県社会福祉協議会 (福祉人材・研修センター)	2,587 千円

潜在的有資格者等再就業促進事業とは、福祉・介護の資格を有しながら就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等を対象に、研修や職場体験等を実施し、福祉・介護分野への再就職や新規就職促進を目的とする事業である。

未就業の介護福祉士等への知識と技術を再確認するための研修では、受講者数を把握し、受講完了者の中で希望者への福祉・介護情報提供は行っている。事業の目的は、研修や職場体験等を実施することではなく、再就職や就業促進を行うことにある。事業の完了後には、事業評価を行うべきである。

(ii)生活福祉資金相談等体制整備事業 認知度向上について（意見）

事業名等	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
生活福祉資金相談等体制整備事業（事務費分）	70,475 千円	69,455 千円	84,445 千円	平成 25 年度はセーフティネット補助金振替 10,460 千円を含む。
生活福祉資金相談等体制整備事業（貸付原資分）			241,418 千円	
相談員数	24 名	24 名	25 名	

生活福祉資金相談等体制整備事業は、所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に、資金の貸付と必要な相談支援を行い、その世帯の生活の安定と経済的自立を図る事業である。

本来、生活保護を受ける前に、この基金事業を利用すべきであるが、この基金事業の認知度が低く、社会福祉協議会事務所に行って初めて知る者も少なくない。新たな生活保護受給者を増やさないためにも、生活福祉貸付制度事業の果たす役割は大きい。基金事業内容の一般的認知を高めるべきである。

(iii)臨時特例つなぎ資金体制整備事業 臨時特例つなぎ資金の期限内回収と回収率向上について（指摘事項）

事業名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
臨時特例つなぎ資金体制整備事業			2,855 千円

臨時特例つなぎ資金体制整備事業は、離職者を対象に公的給付金又は公的貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付け、自立を支援することを目的とした事業である。本事業は各都道府県の社会福祉協議会が主体となっており、貸付金額の限度は 10 万円以内である。資金を借り入れた離職者は、公的給付金又は公的貸付金の給付を受けてから 1 ヶ月以内に全額返済をすることとなっている。

本事業は、他の公的給付金又は公的貸付金の給付を受けるまでの「つなぎ」貸付であり、給付ではない。他の公的給付金又は公的貸付金の給付が受けられた後に、全額一括弁済が貸付条件である。栃木県の平成 24 年度の期限内償還率は 62.8%で、全国平均の 88.9%に比べて低い。

県は、借入者へ返済義務要件があることの周知徹底を図るべきである。また、期限内回収に努め、回収率向上を図るべきである。

(iv)自立支援プログラム策定実施推進事業 費用対効果の低下と達成率向上について（意見）

事業名等	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
自立支援プログラム策定実施推進事業（就労支援事業）	21,627 千円	33,269 千円	61,374 千円
生活保護就労支援員数（注）	9 人	12 人	15 人

（注）県福祉事務所では自立支援業務委託により実施しており、支援員数に含めていない

自立支援プログラムは、生活保護受給者等の自立・就労支援のため日常生活支援、社会生活支援及び就労支援を行う事業である。一般社団法人栃木県社会福祉士会（以下、社会福祉士会）に、随意契約による業務委託をしている。社会福祉士会に登録している社会福祉士が、自立支援専門員として生活保護受給者を個別訪問し自立支援が行われている。

自立支援プログラムによる年間参加者数（支援対象者数）、達成者数（支援目的を達成できた者の数）及び年間経費等の年度推移は、以下の通りである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年間参加者数（支援対象者数）（A）	61 名	31 名	34 名
年間達成者数(目的を達成できた者の数)（B）	14 名	1 名	5 名
達成率（B） / （A）	22.9%	3.2%	14.7%
自立支援専門員委託経費（年額）	9,865 千円	9,865 千円	9,865 千円
自立支援専門員の年間訪問回数	505 回	489 回	452 回

社会福祉士による自立支援は、専門的な知識や技術により支援対象者への長期的な期間で助言や指導ができる。実際この事業の活用により、引きこもり状態が改善され福祉的就労に結び付いた支援対象者もいる。

しかし支援対象者の中には、傷病は改善され就労は差し支えない状態にあっても、就労のモチベーションが高まらず、社会福祉士の助言や指導を受け入れない者もいる。このようなケースも多く費用対効果が低く、達成率も低い。今後、達成率の上昇が望まれる。

### 38. 栃木県中山間地域農村環境保全基金

#### (1) 基金の概要

##### ① 基金の概略

所管部課	農政部 農村振興課
根拠法令等	栃木県中山間地域農村環境保全基金条例
造成年月日	平成5年10月7日
造成期間	中山間ふるさと・水と土保全対策基金 →平成6年1月～平成9年4月 棚田基金→平成12年1月24日
基金造成額	中山間ふるさと・水と土保全対策基金→672,000千円 棚田基金→100,000千円
基金財源	両基金共に 国費1/3、県費2/3
造成目的	中山間地域の農村環境を形成する土地改良施設等の適正な保全に資する事業の財源に充てるために設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 一般会計からの繰入金 ② 基金の運用から生ずる収益
事業概要	中山間地域の農村環境を形成する土地改良施設等の適正な保全に資する事業の財源に充てるために設置
予算計上会計	一般会計

##### ② 基金の各年度末残高

(単位：千円)

種目		平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金				
定期預金				
譲渡性 預金	①中山間ふるさと・水と土保全対策基金	554,957	543,823	533,302
	②棚田基金	78,819	78,094	77,135
	計(①+②)	633,776	621,917	610,437
債券(国債)、(農林債)など				
貸付金				
その他				
合計		633,776	621,917	610,437



③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
前年度 末残高	①中山間ふるさと・水 と土保全対策基金	564,890	554,957	543,823	
	②棚田基金	80,339	78,819	78,094	
	計 (①+②)	645,229	633,776	621,917	
積立額	新規・追加積立				
	うち県費 うち国庫支出金 うち市町村拠出金 うちその他				
	運用 利息	①中山間ふるさと・水 と土保全対策基金	847	526	328
		②棚田基金	80	47	39
		計 (①+②)	927	573	367
	その他				
	積立額計	927	573	367	
取崩額	事業 費等	①中山間ふるさと・水 と土保全対策基金	9,933	11,134	10,520
		②棚田基金	1,520	725	960
		計 (①+②)	11,453	11,859	11,480
	その他				
	取崩額計	11,453	11,859	11,480	
3 月末残高		633,776	621,917	610,437	
出納整理 期間中	積立額				
	取崩額				
当年度 末残高	①中山間ふるさと・水と 土保全対策基金	554,957	543,823	533,302	
	②棚田基金	78,819	78,094	77,135	
	計 (①+②)	633,776	621,917	610,437	

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	中山間地域農村環境保全事業費	中山間地域は、国土の保全や水源など多面的な公益機能を有している一方で、傾斜地が多いなどの生産条件の不利や定住条件に恵まれないことから、過疎化や担い手の高齢化の進行により、その多面的な機能の低下や農地、土地改良施設の荒廃等が強く懸念されている このため、中山間地域農村環境保全基金を活用し、地域住民による保全活動の啓発・普及やボランティア等都市住民との交流を促進し、永続的な農業生産活動の維持や農地、土地改良施設等の利活用及び保全整備活動を支援するものである

(ii) 事業の費用実績

(単位：千円)

	事業名	事業費		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	中山間地域農村環境保全事業費	12,380	12,432	11,847

(注) 出納整理期間を含む

(2) 監査の結果

① 実績報告書の経費内容精査の必要性について (指摘事項)

とちぎ夢大地応援団推進事業は、中山間地域農村環境保全を目的として、推進活動、普及活動、ボランティア活動及びカレッジ活動を実施する事業である。委託仕様書に基づく平成 25 年度の委託費用の内容は、以下の通りである。

項目	金額	摘要
1. 直接人件費	1,911,400 円	
2. 直接経費	918,000 円	
3. 諸経費	1,911,000 円	1. 直接人件費と同額計上
4. 1～3 合計	4,740,000 円	1～3 合計から 400 円を控除
5. 消費税	237,000 円	4×5%
6. 委託金額	4,977,000 円	4+5

当該、随意契約による委託事業については、事業終了後に事業実施内容をまとめた実績報告書を提出させ、写真や成果品等も併せて完了検査を実施しているが、実績報告書には実際に要した費用の記載はなく、本事業の費用対効果の考察には至っていない。

事業実施後の実績報告は、経費面の評価を行い支出効果の妥当性の評価検討を行うべきである。それら評価検討に基づいて、翌年度以降の事業計画に反映させるべきである。

② 中山間特産品等チャレンジ事業、大田原市須賀川地区での紅茶栽培の有用性について（意見）

中山間特産品等チャレンジ事業は、中山間地域で栽培可能な農産物の選定、加工品開発、販路確保等を支援し、持続的な栽培活動実践による農地の維持保全を図る事業である。この事業に基づき平成25年度に、大田原市須賀川地区で約399千円の事業費を使い、紅茶の栽培事業を行った。

須賀川地区は、かつて「くろばね茶」として緑茶生産で本州の北限として知られていた。しかし近年は、消費者の緑茶離れによる需要の減少、地元生産者の高齢化や後継者不足により荒れた茶畑が目立つようになってきている。そこで茶葉を使った新製品（紅茶）を開発し、地域の新たな特産品を生み出すことを目的に事業が行われた。事業は、地域で生産した山椒の実やキウイ等の農産物を乾燥させて紅茶にブレンドし、フレーバーティーの製品開発である。

近年、宇都宮市は、一人当たりの紅茶消費量で日本一となった。県内の大消費地近くで製品開発した「くろばね紅茶」を売り出すことは、新たな需要を喚起し須賀川地区の発展に大変有効である。

今後も、このような視点に基づいた中山間特産品等チャレンジ事業の実施が望まれる。

### 39. 栃木県農業構造改革支援基金

#### (1) 基金の概要

##### ① 基金の概略

所管部課	農政部 経営技術課
根拠法令等	栃木県農業構造改革支援基金条例
造成年月日	平成26年3月12日
造成期間	期限なし
基金造成額	1,286,850千円
基金財源	国費100%
造成目的	農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上、その他の農業の構造改革に資する事業の財源に充てるために設置
基金種別	特定目的基金（資金積立）
積立財源	① 一般会計からの繰入金 ② 基金の運用から生ずる収益
事業概要	農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上、その他の農業の構造改革に資する事業の財源に充てるために設置
予算計上会計	一般会計

##### ② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
普通預金			
定期預金			
譲渡性預金			1,286,850
債券（国債）、（農林債） など			
貸付金			
その他			
合計			1,286,850

(注) 平成26年3月より資金造成した基金であり、平成24年度以前の基金残高は無い

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高				—
積立額	新規・追加積立			1,286,850
	うち県費			1,286,850
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うちその他			
	運用利息			
その他				
積立額計				1,286,850
取崩額	事業費等			
	その他			
	取崩額計			
3 月末残高				1,286,850
出納整理 期間中	積立額			
	取崩額			
当年度末残高				1,286,850

(注) 平成 26 年 3 月に設置した基金で、平成 24 年度以前の基金積立、基金取崩等の実績は無い

④ 基金の活用状況

(i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	農地中間管理事業	県農地中間管理機構が農地を借り入れ、必要に応じて基盤整備等を行い、担い手にまとめて貸し付ける事業
2	機構集積協力金交付事業	機構にまとまって農地の貸付けを行った地域及び機構に対する貸付けに伴って離農又は経営転換する者等に対し、市町が協力金を支払う事業
3	農地情報公開システム整備事業	市町農業委員会が行う農地台帳の電子化を支援する事業

(ii) 各事業の費用実績

出納整理期間を含む。平成 26 年 3 月に設置した基金で、平成 25 年度以前の事業実績は無い。

## (2) 監査の結果

### ① 農地中間管理事業の進捗度について（意見）

基金は農業経営規模の拡大や新たな農業経営者の参入促進等による農地利用の効率化等を行い、農業の生産性の向上や農業構造改革を円滑に進めていくことを目的とし、平成 26 年 3 月に設置され、農地中間管理機構が実施する「農地中間管理事業」に活用されている。具体的な事業内容は、農地所有者（出し手）から農地を借り受け、必要な場合には基盤整備等の条件整備を行い、受け手（担い手）に貸付を行う事業である。

監査を実施した平成 26 年 10 月上旬現在、受け手となる借受希望者の公募には 1,870 名が応募している一方で、農繁忙期とも重なり出し手として協力の申出（機構集積協力金活用の要望）があった面積は約 1,000ha（栃木県の全農地面積に対する割合の約 1%）となっている。

現状（平成 24 年度）で、栃木県の全農地面積に対する担い手への農地利用面積割合は約 40%である。10 年後には、この割合を 80%とすることを目標に掲げており、単純平均で毎年約 4% [= (80% - 40%) ÷ 10 年] の集積を行わなければ、目標達成することができない。

基金事業は開始されたばかりである。今後、進捗度管理を適正に行い、農地利用集積率を上昇させ目標達成することを望む。

#### 4 0. 栃木県日光杉並木街道保護基金

##### (1) 基金の概要

###### ① 基金の概略

所管部課	教育委員会事務局 文化財課
根拠法令等	栃木県日光杉並木街道保護基金条例
造成年月日	平成6年10月5日
造成期間	期限なし
基金造成額	12,222千円
基金財源	寄附金55%、県費45%
造成目的	日光杉並木街道の保護に資する事業の財源に充てるため設置
基金種別	特定目的基金(積立基金)
積立財源	① 寄附金、一般会計からの繰入金 ② オーナー杉売却代金 ③ 基金の運用から生ずる収益
事業概要	基金からの運用益等を日光杉並木街道の保護に資する事業の財源に充てている。(オーナー杉売却代金分は取崩し不可)
予算計上会計	一般会計

###### ② 基金の残高

(単位：千円)

種目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
普通預金	100,021	140,000	210,000
定期預金	1,190,000	2,101,659	800,000
譲渡性預金	3,807,626	3,146,541	4,402,494
債券(国債)、(農林債) など	199,924	119,936	159,936
貸付金			
その他			
合計	5,297,571	5,508,136	5,572,430

### ③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
前年度末残高		5,202,180	5,297,571	5,508,136
積立額	新規・追加積立	273,242	280,121	179,850
	うち県費	3,500	3,000	2,500
	うち国庫支出金			
	うち市町村拠出金			
	うち寄附金	9,742	7,121	7,350
	うち杉売却収入	260,000	270,000	170,000
	運用利息	12,910	9,588	29,335
	その他(注1)	3,859		
積立額計		290,011	289,709	209,185
取崩額	事業費等	24,620	19,144	24,891
	その他(杉解約分)	170,000	60,000	120,000
	取崩額計	194,620	79,144	144,891
3月末残高		5,297,571	5,508,136	5,572,430
出納整理	積立額			
期間中	取崩額(注2)			1
当年度末残高		5,297,571	5,508,136	5,572,429

(注1) 前年度交付金の精算返納分

(注2) 前年度事業費の不足分充当

### ④ 基金の活用状況

#### (i) 事業名及び事業内容

	事業名	事業内容
1	日光杉並木街道樹勢回復事業	並木杉の樹根を保護するための木柵の整備及び古くなった木柵の改修を行なう
2	日光杉並木街道保護事業費交付金	日光杉並木街道の保護に寄与するため、樹勢回復事業(木柵撤去等)や普及啓発活動、オーナー杉の日常管理業務などを行なう

#### (2) 監査の結果

##### ① 基金の意義と杉並木オーナー数の拡大について(意見)

日光杉並木街道は、日光街道、日光例幣使街道及び会津西街道の3つの街道からなる並木道である。日光杉並木街道は、徳川家家臣であった松平正綱、正信親子2代により、日光東照宮が造営された寛永2(1625)年頃から20数年をかけて植栽され、現在まで約390年余りの歳月が経過している。日光杉並木街道は、わが国で唯一特別史跡と特別天然記念物の二重指定を受けている。

杉並木を取り巻く環境悪化や杉の老齢化は深刻である。植栽当時は、約5万本と言われているが、1961年には16,500本に減少し、平成26年9月末現在で、12,344本へと減少し続けている。



杉並木オーナー制度と基金は、栃木県が世界に誇る日光杉並木街道を、行政と保護に賛同する人々の手で守り、後世に継承していく大変有意義な制度である。杉並木のオーナー制度に参加することにより、郷土への誇りと愛着を高め、社会貢献とイメージアップにつながる。

今後は、事業の知名度を上げ、より杉並木オーナー数の拡大が望まれる。

#### IV. まとめ（意見）

今回包括外部監査の対象となった基金は 40 基金であるが、大別すると、国の経済対策等に伴い設置された基金とそれ以外の基金に分けられる。

国の経済対策等に伴う基金以外の基金において、近年新たに設置されたのは、平成 23 年度に新設された「とちぎ安心医療基金」が最後であり、また、数年間事業に使われていない基金もあった。県の厳しい財政状況を踏まえ、基金を取り崩して有効に活用することを検討すべきである。

また、ほとんど活用されていない基金については、廃止も含め、見直しを検討すべきである。

一方、国の経済対策等に伴い設置された基金については、期限が限られているものが多い。

このような基金については期限が到来すると国に資金を返還しなければならないが、期限内にできるだけ多くの対象者を補助することができるかが重要であり、県民にとって有効である。

今後もより周知徹底を図り有効利用に努めていく必要がある。

##### 1. 全般的事項の指摘事項及び意見の要約

基金全般については、指摘事項として 3 項目、意見として 2 項目を述べた。

###### （指摘事項）

- ① 基金の見直しについて
- ② 公金管理運用を担う人材の育成について
- ③ 運用金利の入札について

###### （意見）

- ① 資金運用の一元的管理について
- ② 基金の会計処理の統一について

指摘事項の①については、県では定期的に基金の見直しをしているとのことであったが、監査の結果、廃止も含めた見直しが必要な基金があったことから、見直しをより徹底してもらうため指摘事項とした。

上記以外の指摘事項及び意見については相互に関連するため、一括して以下に解説する。

資金の運用については、一般的に運用額が多い方がより有効な果実を得ることができるし、金利の入札をするにしても、より有利な金利を獲得できる。

それには、運用方針を策定し、運用担当者を定めただけで、基金ごとの余裕資金を把握する必要がある。

例えば、各所管課との協議により資金の余裕額と余裕期間を把握し、100 億円を 5 年間で運用する方針を決定したとする。

この 100 億円は単独の基金の資金である必要はなく、複数の基金からそれぞれの余裕資金を集めた結果でも良い。

一つの運用例を示すと、100 億円を 20 億円ずつ 5 年間で運用するならば、初年度は 20 億円をその時の最も有利な 5 年物の債券等の購入に充てる。残りの 80

億円については、1年物の譲渡性預金等で運用しても差し支えない。2年度目は20億円を同じように5年物の債券等の購入に充てる。

これを毎年度繰り返していくと、5年を過ぎると最初の20億円が満期となるので、その時に、その20億円を事業に充てるか、それとも再び資金運用に回すのかを検討することができる。

運用担当者は、毎年度において一番有利な運用を図るのであるが、基金の資金運用においては、条例において最も確実かつ有利なものと規定されているため、運用方針において定められた一定の格付け以上（例えばAA+以上）のものに限定される。

したがって、運用担当者は一定以上の金融商品の知識が必要ではあるが、運用方針がきちんと整備されていれば、限られた範囲での知識で済むことになる。

運用を担当する人材については、可能ならば民間企業との人材交流により確保する、集中的な研修を受ける、一時的に外部の専門家に顧問となってもらう等が考えられるが、いずれにしても最小限の費用で、最終的には県の人材を育成していくことが必要である。

また、このような一括した運用方法をとるならば、運用収益の会計処理を各基金とも統一する必要がある。

## 2. 個別的事項の指摘事項及び意見の要約

個別の基金については、指摘事項として33項目、意見として32項目を述べた。

(栃木県東日本大震災復興推進基金)

- ①複数部署における類似事業の実施について（指摘事項）
- ②より有利な資金の運用について（指摘事項）

(栃木県市町村振興資金貸付基金)

- ①より有利な資金の運用について（指摘事項）
- ②貸付基金の有効活用について（意見）

(栃木県財政調整基金)

- ①より有利な資金の運用について（指摘事項）

(栃木県県有施設整備基金)

- ①より有利な資金の運用について（指摘事項）

(栃木県社会福祉施設整備基金)

- ①栃木県社会福祉施設整備基金の廃止の検討について（指摘事項）

(栃木県地域振興基金)

- ①より有利な資金の運用について（指摘事項）

(栃木県育英基金)

- ①栃木県育英基金の廃止の検討について（指摘事項）

(栃木県高等学校等修学支援基金)

- ①被災児童生徒就学支援等事業補助金について（指摘事項）

(栃木県土地開発基金)

- ①土地開発基金の運用状況について（指摘事項）
- ②より有利な資金の運用について（指摘事項）
- ③基金が保有する土地の含み損について（意見）

(栃木県美術作品等取得基金)

- ①より有利な資金の運用について（指摘事項）
- ②本基金の存続意義について（意見）

(栃木県文化振興基金)

- ①より有利な資金の運用について（指摘事項）

(栃木県災害救助基金)

- ①より有利な資金の運用について（指摘事項）

(栃木県交通安全基金)

- ①公益社団法人被害者支援センターとちぎへの補助金について（指摘事項）
- ②より有利な資金の運用について（指摘事項）

(とちぎの元気な森づくり基金)

- ①とちぎ森づくり情報センター事業の完了検査について（意見）

(栃木県地域環境保全基金)

- ①太陽光発電設備の設置費用について（指摘事項）

(栃木県自然景観保全基金)

- ①取得地の維持管理について（意見）
- ②栃木県自然景観保全基金の廃止の検討について（指摘事項）

(栃木県森林整備担い手対策基金)

- ①より有利な資金の運用について（指摘事項）

(栃木県森林整備加速化・林業再生基金)

- ①より有利な資金の運用について（指摘事項）
- ②木造介護施設等の建築費用の補助率について（意見）

(栃木県地域福祉基金)

- ①基金の会計処理について
  - 取崩額の処理について（指摘事項）
  - 積立額の処理について（意見）

②栃木県地域福祉基金の廃止の検討について（指摘事項）

（とちぎ安心医療基金）

①基金活用の中長期計画について（意見）

（栃木県地域医療再生基金）

①地域医療再生計画の効果・検証（P D C Aの実行）について（意見）

（栃木県医療施設耐震化臨時特例基金）

①未耐震への対応について（意見）

（栃木県介護保険財政安定化基金）

①関連証憑の保管について（意見）

（栃木県介護職員処遇改善等臨時特例基金）

①交付金返還が困難な事業体に対する対応について（指摘事項）

②交付要領の改定について（指摘事項）

③市町に対する牽制機能の構築について（意見）

（栃木県介護基盤緊急整備等臨時特例基金）

①市町に対する牽制機能の構築について（意見）

（栃木県地域自殺対策緊急強化基金）

①市町に対する牽制機能の構築について（意見）

（栃木県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金）

①耐震状況の把握・対応について（意見）

（栃木県安心こども基金）

①安心こども基金活用の有用性（意見）

②「保育所緊急整備事業」建築確認申請料に係わる工事契約金報告書の不  
存在について（指摘事項）

③「ファミリー・サポートセンター事業」事業の有用性について（意見）

④「認定こども園事業」利用実績の過少について（意見）

⑤「幼稚園耐震化促進事業」幼稚園の耐震化率の低さと基金の有効活用につ  
いて（意見）

⑥「地域子育て特別支援事業」基金拠出による調理済給食の放射線測定回数  
の制限について（指摘事項）

⑦「地域子育て特別支援事業」市町による事業申請有無及び対象となる保育  
所について（指摘事項）

⑧「就業・社会活動困難者への戸別訪問事業」

約9割以上の事業費返還について（指摘事項）

支援対象者数（実績）の減少について（指摘事項）

- ⑨「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」県の作成する設計書について（指摘事項）

（栃木県国民健康保険広域化等支援基金）

- ①国民健康保険広域化等支援基金の有効活用と財政安定化を図る制度設計について（意見）

（栃木県後期高齢者医療財政安定化基金）

- ①後期高齢者医療財政安定化基金の適正積立について（意見）  
②より有利な資金運用について（指摘事項）

（栃木県緊急雇用創出事業臨時特例基金）

- ①「緊急雇用創出事業」臨時特例基金活用の効果について（意見）  
②「産業技術専門校省エネ推進事業」コンサルティング会社から収受した報告書の活用について（意見）  
③「鳥獣試験研究事業」骨格標本の一般展示について（意見）  
④「介護雇用プログラム事業」事業所ごとの退職者数の把握と改善について（意見）  
⑤「起業支援型地域雇用創造事業」情報誌の発行部数増加について（意見）  
⑥「福祉・介護人材緊急確保対策事業」潜在的有資格者等再就業促進事業の事業評価について（意見）  
⑦「生活福祉資金相談等体制整備事業」認知度向上について（意見）  
⑧「臨時特例つなぎ資金体制整備事業」臨時特例つなぎ資金の期限内回収と回収率向上について（指摘事項）  
⑨「自立支援プログラム策定実施推進事業」費用対効果の低下と達成率向上について（意見）

（栃木県中山間地域農村環境保全基金）

- ①実績報告書の経費内容精査の必要性について（指摘事項）  
②「中山間特産品等チャレンジ事業」大田原市須賀川地区での紅茶栽培の有効性について（意見）

（栃木県農業構造改革支援基金）

- ①農地中間管理事業の進捗度について（意見）

（栃木県日光杉並木街道保護基金）

- ①基金の意義と杉並木オーナー数の拡大について（意見）

上記は、基金で実施する事業の経済性・有効性に関するもの、基金そのものの存続意義に関するもの、基金の保有する資金の運用に関するもの、基金の会計処理や書類の整備に関するもの等に大別される。

一つの基金の事業でありながら、同様の事業を複数の所管課が実施しているものなどは、工夫次第で費用の削減が図れることは言うまでもないが、視点を変えると、より大規模に広範囲に事業を実施することがより有効であるならば、複

数の所管課の事業予算を、一括して一つの事業に充てることも経済合理性に合致している。

さらにこれを拡大して考えると、複数の基金の資金であっても、基金の趣旨や目的に反しない範囲であれば、一つの事業に充てることも基金の有効利用にあたりと考えられる。

県民からすれば、基金を使って行われる事業が県民の福祉や生活の向上に資することが重要である。

基金の資金不足や終了年限の関係で、事業の継続が困難な場合、その事業の継続が県民の福祉や生活向上につながるのであれば、その資金の原資はどの基金でも、あるいは一般会計でも構わないはずであり、柔軟な考えを持って対応する必要がある。

まして、長期間事業を行っていない基金などは、基金の設置目的を果たしておらず、県民に何らの恩恵も与えていない。

このような視点から基金の存続意義や事業を見直すには、今が良い機会である。

この包括外部監査報告書を受け、各所管課が上記事項に真摯に対応し、基金の健全な管理・運営にあたることを期待するものである。

